

医療法人財団 明理会 介護老人保健施設 イムスケアふじみの  
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人財団 明理会 が開設する介護老人保健施設イムスケアふじみの（以下「当施設」という。）が実施する短期入所療養介護もしくは介護予防短期入所療養介護サービス（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態もしくは要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、居宅サービス計画および短期入所療養介護計画（以下「サービス計画等」という）に基づいて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設は、居宅サービス計画等に基づいて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行うことで、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

- 2 当施設は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの提供に努める。
- 3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 サービスを提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(施設の名称および所在地等)

第4条 当施設の名称、所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設イムスケアふじみの
- (2) 開設年月日 平成18年10月1日
- (3) 所在地 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡5丁目6番地58号
- (4) 電話番号 049-256-6250
- (5) 事業所番号 1153080039号

(従業者の職種、員数および職務内容)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職、必要人員数については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名  
施設の職員の管理、業務の実施状況等の把握を一元的に行い、職員に事業に関する

- 法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1.5名以上  
利用者の病状および心身の状況に応じて、必要な医学的対応を行う。
  - (3) 薬剤師 0.5名以上  
医師の指示に基づく調剤、服薬指導、薬剤管理を行う。
  - (4) 看護職員 15.0名以上  
医師の指示に基づく投薬・処置等の医療行為、検温・血圧測定等の健康状態の確認を行うほか、施設サービス計画に基づき、介護職員と共同して利用者のケアを行う。
  - (5) 介護職員 35.0名以上  
医学的管理下において、居宅サービス計画等に基づく介護、利用者の日常生活上の世話をを行う。
  - (6) 支援相談員 1.5名以上  
利用者・家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。
  - (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1.5名以上  
リハビリテーション実施計画に基づく機能訓練を行う。
  - (8) 管理栄養士・栄養士 1名以上  
利用者の栄養状態・食形態等に応じた栄養管理・食事の提供を行う。
  - (9) 介護支援専門員 2名以上  
利用者の状態や能力、利用者・家族の希望に応じた短期入所療養介護計画の作成を行う（おおむね4日以上にわたり継続して入所される場合に限る）。
  - (10) その他の従業者 必要数  
当施設諸規則、医師の指示、サービス計画等に基づく必要な業務を行う。

(利用定員・居室)

第6条 当施設の利用定員、居室は、次のとおりとする。（介護老人保健施設の入所定員を含む）

	定員	従来型個室		多床室
		1人室	2人室	4人室
2階（認知症専門）	50人	10室		10室
3階（一般棟）	50人	10室	2室	9室
4階（一般棟）	50人	10室	2室	9室
計	150人	30室	4室	28室

- 2 災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合を除き、上記の利用定員および定員を超えて利用させない。

(サービスの提供)

第7条 居宅サービス計画等に基づき、次のサービスを提供する。なお、おおむね4日以上にわたり継続して入所される場合、当施設の介護支援専門員が、短期入所療養介護計画を作成する。

- (1) 診療
  - ①当施設の医師が、利用者の病状や心身の状態に応じて、医学的な診断、検査、投薬、注射、処置等を行う。
  - ②当施設の医師が、当施設において必要な治療を提供することが困難であると認められた場合は、協力病院等への入院又は通院、他の医師による往診等の必要な措置を行う。
- (2) 看護・介護
  - ①利用者の病状や心身の状態に応じて、医学的管理の下における看護・介護を提供する。
  - ②入浴は、1週に2回以上の頻度で、適切な方法により実施する（入浴が困難な場合は清拭する）。

- ③排せつに係る介護は、利用者の状態に応じて、適切な方法で実施する。おむつの場合は、おむつを提供し、適切に交換する。
- ④離床や着替え、整容（歯磨き、爪切りなど）等の日常生活上の世話をを行う。
- (3) 機能訓練  
利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成し、その計画に従い、機能訓練を実施する。
- (4) 食事の提供
  - ①あらかじめ作成された献立に基づき、利用者の摂食・嚥下機能や食形態に応じた食事（おやつ）を提供する。
  - ②食事・おやつを提供する時刻は、原則、次のとおりとし、提供する場所は原則、各フロアの食堂とする。  
朝食：8時00分／昼食：12時00分／おやつ：15時00分／夕食：18時00分
- (5) その他
  - ①利用者のためのレクリエーション、行事を適宜行う。
  - ②利用者の家族との連携を図る。
  - ③その他に当施設での日常生活に必要なと認められるサービスを適切に提供する。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、滞在費・食費、利用者が選定する特別な室料および特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 滞在費・食費において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別に定める利用料金表に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、ふじみ野市、川越市、三芳町、富士見市、所沢市、狭山市の区域とする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、当施設の定める諸規則、職員の指示に従い沿って特に注意事項は次のとおりとする。

- (1) 面会時間は、原則、午前10時00分～午後8時00分とする。
- (2) 外出・外泊は事前に届出書を提出し、許可を受けること（1月に7泊8日まで）。
- (3) 施設備え付けの設備・備品を利用すること(電気製品等の持ち込みは禁止)。
- (4) 飲食物の持ち込みは、原則、禁止とする。
- (5) 金銭・貴重品の持ち込みは、原則、禁止とする（破損・紛失・盗難等があっても施設側は責任を負わない）。
- (6) 飲酒・喫煙は禁止とする。
- (7) 施設医師の指示がある場合を除き、施設外の医療機関への受診・施設外での薬剤の処方を受けることはできない。
- (8) 衣類等の所持品には、全て記名すること。
- (9) 退所を希望する場合は、退所希望日の1週間前までに申し出ること。
- (10) 政治・宗教活動（個人的なものを除く）、営利行為、他者への暴力・暴言、性的いやがらせ行為等は禁止とする。（施設の利用にあたっての留意事項）

(虐待の防止)

第11条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果の職員への周知
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための職員に対する研修の定期的な実施（年2回以上）
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

(身体的拘束等の適正化)

第12条 当施設は、原則、利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催（3月に1回以上）、その結果の職員への周知
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体的拘束等の適正化のための職員に対する研修の定期的な実施（年2回以上）

(褥瘡発生の防止)

第13条 当施設は、利用者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制の整備として、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い利用者等)に対する褥瘡予防のための計画の作成、実践、評価
- (2) 専任の褥瘡予防対策を担当する者の配置
- (3) 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームの設置
- (4) 褥瘡対策のための指針の整備
- (5) 介護職員等に対する褥瘡対策に関する施設内職員継続教育
- (6) 必要に応じた施設外の専門家による相談、指導の積極的な活用

(事故発生の防止)

第14条 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事故発生の防止のための指針の整備
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知
- (3) 事故発生の防止のための委員会の定期的な開催
- (4) 事故発生の防止のための職員に対する研修の定期的な実施（年2回以上）
- (5) 上記に掲げる措置を適切に実施するための安全管理対策室の設置及び安全対策担当者の配置

(事故発生時の対応)

第15条 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。
- 4 当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(衛生管理等)

第16条 当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療機器の管理を適正に行う。

2 当施設は、当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催（3月に1回以上）、その結果の職員への周知
- (2) 感染症又は食中毒の予防およびまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修と訓練の定期的な実施（年2回以上）
- (4) 上記に掲げる措置のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応

(非常災害対策)

第17条 当施設は、非常災害対策として、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 消防法等に規定する消防計画、地震等の災害に対処するための計画の策定
- (2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備、職員への定期的な周知
- (3) 避難、救出その他必要な訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定等)

第18条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 職員に対する業務継続計画の周知、必要な研修および訓練の定期的な実施
- 3 業務継続計画の定期的な見直し、必要に応じた変更

(勤務体制の確保等)

第19条 当施設は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 当施設は、原則、当施設の職員によってサービスを提供する。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行う。
- 3 当施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。なお、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 4 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(職員の就業規則、服務規律、健康診断)

第20条 職員の就業に関する事項は、当施設の就業規則にて定める。

2 職員は、事業に関する法令等の規定、就業規則等を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、施設内の秩序を維持し、特に次に掲げる事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し、懇切丁寧を旨とする。

(2) 自己研鑽および他の職員との協調・協力により、サービスの質の向上に努める。

(3) 健康管理をしっかりと行い、清潔な身だしなみ、明朗な態度で接遇する。

3 職員に対しては、年1回、健康診断を実施する。なお、深夜労働・夜勤等に従事する者には、別に年1回の健康診断を実施する。

(個人情報保護)

第21条 職員が、在職中および退職後においても、正当な理由なく、業務上に知り得た利用者・家族、職員等の個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

(その他)

第22条 本規程に定めのない事項については、厚生労働省令および埼玉県条例、その他関連法規等に基づき、適正に運営する。

付則

平成	18年	10月	1日	施行	
平成	21年	4月	1日	改定	
平成	23年	4月	1日	改定	
平成	24年	4月	1日	改定	
平成	24年	10月	1日	改定	
平成	26年	4月	1日	改定	
平成	27年	4月	1日	改定	
平成	30年	6月	1日	改定	
令和	元年	10月	1日	改定	
令和	3年	4月	1日	改定	
令和	3年	8月	1日	改定	(食費)
令和	3年	12月	1日	改定	(通常の事業の実施地域・条文順序)
令和	5年	4月	1日	改定	(食費・居住費(滞在費))
令和	6年	4月	1日	改定	(食費・日用品費)
令和	6年	8月	1日	改定	(居住費(滞在費))

# イムスケアふじみの 利用料金表

# 短期入所療養介護【在宅強化型】

令和6年8月1日

1単位：10.45円

## 介護老人保健施設 短期入所療養介護費（Ⅰ）

要介護度	単位数	(ⅰ) 従来型個室		
		1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	819単位	856円	1,712円	2,568円
要介護2	893単位	934円	1,867円	2,800円
要介護3	958単位	1,002円	2,003円	3,004円
要介護4	1,017単位	1,063円	2,126円	3,189円
要介護5	1,074単位	1,123円	2,245円	3,367円

要介護度	単位数	(ⅲ) 多床室		
		1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	902単位	943円	1,885円	2,828円
要介護2	979単位	1,023円	2,046円	3,069円
要介護3	1,044単位	1,091円	2,182円	3,273円
要介護4	1,102単位	1,152円	2,303円	3,455円
要介護5	1,161単位	1,214円	2,427円	3,640円

## 加算項目

項目	単位数	1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
身体拘束廃止未実施加算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する			
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する			
夜勤職員配置加算	24単位	25円	50円	75円
個別リハビリテーション実施加算	240単位	251円	502円	753円
認知症ケア加算	76単位	80円	159円	239円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	209円	418円	627円
緊急短期入所受入加算	90単位	94円	188円	282円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	126円	251円	377円
重度療養管理加算	120単位	126円	251円	377円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51単位	54円	107円	160円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51単位	54円	107円	160円
送迎加算	184単位	193円	385円	577円
総合医学管理加算	275単位	288円	575円	862円
口腔連携強化加算	50単位	53円	105円	157円
療養食加算	8単位	9円	17円	25円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位	5円	9円	13円
緊急時施設療養費（緊急時治療管理）	518単位	542円	1,083円	1,624円
緊急時施設療養費（特定治療）	医科診療報酬点数表に定める点数			
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位	105円	209円	314円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位	11円	21円	32円
サビテ提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	23円	46円	69円
サビテ提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	19円	38円	57円

※別途合計額に7.5%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。

## 保険外サービス費

項目	金額
食費（日額）	朝食（1食）（非課税） 570円
	昼食・おやつ（1食）（非課税） 880円
	夕食（1食）（非課税） 580円
滞在費（日額）	従来型個室（非課税） 1,840円
	多床室（非課税） 630円
個室利用料（日額）	1人室（消費税込） 2,750円
	2人室（消費税込） 1,100円
日用品費（日額）	（非課税） 220円
教養娯楽費	実費
理美容代	実費
洗濯代	実費
口腔ケア用品代	実費
テレビカード代	（消費税込） 1,000円

※食費・居住費は、負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載の負担限度額となります。

## 介護老人保健施設【介護予防】短期入所療養介護費（Ⅰ）

要介護度	単位数	(ⅰ) 従来型個室		
		1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	632単位	661円	1,321円	1,982円
要支援2	778単位	813円	1,626円	2,439円

要介護度	単位数	(ⅲ) 多床室		
		1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	672単位	703円	1,405円	2,107円
要支援2	834単位	872円	1,743円	2,615円

## 【介護予防】加算項目

項目	単位数	1日あたり利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
身体拘束廃止未実施加算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する			
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する			
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する			
夜勤職員配置加算	24単位	25円	50円	75円
個別リハビリテーション実施加算	240単位	251円	502円	753円
認知症ケア加算	76単位	80円	159円	239円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	209円	418円	627円
緊急短期入所受入加算	90単位	94円	188円	282円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	126円	251円	377円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51単位	54円	107円	160円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51単位	54円	107円	160円
送迎加算	184単位	193円	385円	577円
総合医学管理加算	275単位	288円	575円	862円
口腔連携強化加算	50単位	53円	105円	157円
療養食加算	8単位	9円	17円	25円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位	5円	9円	13円
緊急時施設療養費（緊急時治療管理）	518単位	542円	1,083円	1,624円
緊急時施設療養費（特定治療）	医科診療報酬点数表に定める点数			
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位	105円	209円	314円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位	11円	21円	32円
サビテ提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	23円	46円	69円
サビテ提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	19円	38円	57円

※別途合計額に7.5%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。